

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 雇用保険法等の一部が改正され、船員保険法による船員の失業等に関する給付制度が雇用保険制度に統合されることとなったことにかんがみ、雇用保険に準拠する失業者の退職手当についても、本年7月に所要の改正を行ったところ。
- (2) その後、日本年金機構法が公布され、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行日が改められたことから、(1)の改正の施行日を改める。

失業者の退職手当

職員が退職した場合において、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業しているときに当該失業者に支給する当該差額分の退職手当（制度は雇用保険法に準拠）

2 条例の概要

- (1) 船員保険法の規定により失業者の退職手当に相当する給付の支給を受けることとなる者に対して失業者の退職手当を給付することを禁じる規定を削除する改正の施行日を日本年金機構法の施行日（現行 平成22年4月1日）とする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 鳥取県が資本金等の2分の1以上を出資している法人等（以下「県出資法人等」という。）の運営の透明性を確保するため、県出資法人等に給与等の状況を自ら県民に公表するとともに、知事を通じて鳥取県議会に報告するよう義務付けている。
- (2) 県出資法人等自らの給与等の公表状況にかんがみ、引き続き(1)の措置を行うよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 失効期限（現行 平成20年3月31日）を定めた規定を削る。
- (2) 条例の規定及び実施状況についての検討を平成22年度末を目途に行う。
- (3) 施行期日は公布日とする。

鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるため、県民税の均等割の税率の特例として平成17年度から森林環境保全税を課している。
- (2) この税の目的、引き続き施策を実施する必要性等にかんがみ、(1)の適用期間を延長するとともに、税の使いみちの拡大による森林環境の保全を促進するため、(1)の税率を引き上げる。

2 条例の概要

- (1) 森林環境保全税による県民税の均等割の税率の特例の期間を、個人にあっては平成20年度から平成24年度までの各年度、法人等にあっては平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度等とする。
- (2) 県民税の均等割の税率の特例として均等割の税率に加算する額は、個人にあっては500円、法人にあっては均等割の税率の5パーセント相当額とする。
- (3) 税の使途に、県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林を保全し、又は整備するための事業を加える。
- (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、計量証明に必要な知識経験を有する者の認定のための試験の実施、牛の受精卵の雌雄判別及び県立病院等の診療明細書の交付に係る手数料を新たに徴収するとともに、各種証明書の交付に係る既存の手数料の額を見直す等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正

次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料の額
計量証明に必要な知識経験を有する者の認定に係る試験の実施	1件につき5,000円
牛の受精卵の雌雄判別	1個につき21,200円（2個以上の受精卵の雌雄判別を行う場合にあっては、2個目以降は1個につき5,500円）

(2) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料の額
診療明細書の交付	1通につき420円

イ 次のとおり手数料の額等を改める。

現行	改正後
通院入院証明書以外の証明書の交付 1通につき1,990円	通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書の交付（医師の記載が必要なものに限る。） 1通につき1,990円 通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書の交付（医師の記載が必要なものを除く。） 1通につき1,050円

(3) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正

ア 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料の額
診療明細書の交付	1通につき420円

イ 次のとおり手数料の額を引き下げる。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現行	改正後
療養費支払証明書の交付	1通につき	1,995円	1,050円

ウ 次のとおり手数料の額等を改める。

現行	改正後
通院入院証明書、療養費支払証明書及び自動車損害賠償責任保険医療証明書以外の証明書の交付 1通につき1,995円	通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書の交付（医師の記載が必要なものに限る。） 1通につき1,995円 通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書の交付（医師の記載が必要なものを除く。） 1通につき1,050円

(4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

インターネット及び携帯電話の健全な利用環境の整備、青少年の健全な成長にとって有害なゲームソフト等の規制並びに深夜営業施設への立入りの禁止等の措置を講ずることにより、青少年の健全な育成環境の形成を図るため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 県民の責務

保護者の責務に、青少年に基本的な生活習慣を身に付けさせるよう努めなければならないことを加える。

(2) 市町村及び県民との協働

県は、市町村及び青少年の育成に携わる関係者、関係団体と協働して施策を実施するものとする。

(3) インターネット利用環境の整備

ア 保護者及び学校等の青少年の育成に携わる関係者は、有害情報に関する青少年の適切な判断能力を身に付けさせるよう努め、及び青少年の利用に供する端末設備（インターネットを利用することができる端末設備をいう。以下同じ。）にフィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用して青少年の有害情報の閲覧等を防止しなければならない（保護者については努力義務）。

イ 端末設備を不特定又は多数の者の利用（学校における教育目的での利用を除く。）に供する者は、青少年の有害情報の閲覧等を防止するために次の措置をとらなければならない。

(ア) 端末設備を不特定又は多数の者の利用に供する者が利用する者の年齢を確認できる場合

利用する者の年齢を確認するとともに、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用した端末設備を青少年の利用に供すること。

(イ) (ア)以外の場合

フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用した端末設備を不特定又は多数の者の利用に供すること。

ウ 知事は、イに違反している者に対し、改善事項を記載した書類（以下「改善事項報告書」という。）の提出を命ずることができる。

エ ウの命令を受けた者は、当該命令を受けた日の翌日から起算して3月を超えない範囲内において改善に要する期間を定め、かつ、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に改善事項報告書を提出しなければならない。

オ ウの命令を受けた者は、エに加えて、3月を超えない範囲内で自ら定める期間内に必要な措置を講じなければならない。

カ 端末設備販売事業者等は、フィルタリングの機能に関する情報その他青少年がインターネットの利用により有害情報の閲覧等を防止するための情報を提供しよう努めなければならない。

キ 携帯電話の販売又は貸付けを業とする者は、インターネットを利用することのできる携帯電話を販売し、又は貸し付けるに当たっては、フィルタリングの機能に関する情報その他青少年がインターネットの利用により有害情報の閲覧等を防止するための情報を提供しよう努めるとともに、フィルタリングの機能が有効な状態のものを販売し、又は貸し付けるよう努めなければならない。

ク インターネットを利用して情報を提供しようとする者は、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。

(4) 販売等の自主規制の対象となる図書類の追加

販売等の自主規制対象に、青少年の自殺を積極的に奨励し、その健全な成長を阻害するおそれのある図書類を加える。

(5) 有害図書類の団体指定方法の導入

知事が指定する団体が青少年に供することが適当でないと認めた図書類で、当該団体が定める方法によりその旨が表示されたものを有害図書類とする方法を加える。

(6) 青少年の深夜営業施設への立入りの禁止等

ア 深夜にカラオケ店等個室形態の営業施設（以下「深夜営業施設」という。）を営む者は、深夜に当該施設に青少年を立ち入らせ、又はとどまらせてはならない。

イ 深夜営業施設を営む者は、深夜の青少年の立入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。

ウ 深夜に営業を営む者（深夜営業施設を営む者を除く。）は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(7) 青少年への勧誘行為の禁止

何人も、青少年に対し、キャバレー等の接待飲食等営業又は派遣型ファッションヘルス等の性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事することに勧誘する行為を行ってはならない。

(8) 深夜営業施設に対する立入調査

知事は、その指定した者に、(6)のアの深夜営業施設の営業時間内において当該施設に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

(9) 罰則の追加

次のとおり新たに罰則を設ける。

違反者	罰則
(3)のエに違反して改善事項報告書を提出しなかった者	50万円以下の罰金
(3)のオに違反して必要な措置をとらなかった者	
(6)のア又は(7)に違反した者	30万円以下の罰金
(6)のイに違反した者	20万円以下の罰金
(8)の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者	10万円以下の罰金又は科料

(10) 知事は、平成22年度末を目途として、この条例の規定及び実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(11) その他所要の規定の整備を行う。

(12) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県立社会福祉施設の見直しに伴い、母来寮を平成20年3月31日限りで廃止し民営化する。
- (2) (1)に係る入所者処遇の安全確保のため、運営主体となる社会福祉法人に職員を派遣する。

2 条例の概要

(1) 次の表の左欄に掲げる条例について、同表の右欄のとおり改正する。

改正する条例	改正の内容
鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例	母来寮に係る規定を削る。
公益法人等への職員の派遣等に関する条例	派遣することができる公益法人等に社会福祉法人鳥取県厚生事業団を加える。

(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成18年1月1日から平成19年12月31日までの間に限り、廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、事業者と住民との間での意見調整等の手続（以下「条例手続」という。）を設けることとしている。

(2) 条例手続を経た廃棄物処理施設の設置に関しては紛争が生じていないこと、及び依然として廃棄物処理

施設の設置に関する紛争の発生が懸念されることにかんがみ、対象施設の明確化その他の見直しをした上で、条例手続による紛争の予防、調整等を引き続き行うよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 対象施設の明確化等

ア 条例手続の対象となる施設の明確化等

(ア) 条例手続の対象となる施設を知事許可を要するものに限る。

(イ) 条例手続の対象となる行為に施設の位置の変更を加える。

イ 関係市町村の範囲の明確化

知事が行う周知計画書の送付等の条例手続の対象となる市町村を施設設置場所の周辺区域が所在するものに限る。

(2) 市町村の責務規定の削除

県施策への協力等市町村の責務を設けた規定を削る。

(3) 条例手続を行う時期及び許可の制限等の内容の明確化

ア 知事は、条例手続終了前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく設置の許可（変更許可を含む。）申請がなされた場合において、紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該申請が法の定める許可基準に適合していないものとして、当該許可をしないものとする。

イ 知事は、条例手続終了前に法に基づく処理業の許可（変更許可を含む。）申請がなされた場合において、紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該許可（変更許可を含む。）に係る行為を行う前に条例手続終了通知を受けるべき旨の条件を当該許可に付すものとする。

ウ 知事は、条例手続終了前に法に基づく軽微変更届等がなされた場合において、紛争を予防するため必要があると認めるときは、事業者に対し、条例手続を経よう勧告するものとする。この場合において、紛争が現に生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、併せて、条例手続を終了させるまでの間当該廃棄物処理施設の使用を停止するよう勧告するものとする。

(4) 処理状況報告の見直し

ア 法に基づき知事への実績報告を求めることとしている産業廃棄物処理施設について、処理状況に係る知事への報告義務を廃止する。

イ 廃棄物処理施設の設置者に廃棄物の処理状況に関する記録を関係住民の閲覧に供する義務を課す。

(5) 環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例の対象施設については、条例手続を不要とする。

(6) 知事は、平成22年12月末を目途として、条例の規定及びその実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(7) その他所要の規定の整備を行う。

(8) 施行期日は、公布日とする(6)を除き、平成20年1月1日とする。

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

条例の施行から約14年が経過した現在、現行の規定では、悪質・巧妙化する違反行為に対し、適切に対処することが困難な状況となっていることから、拡声機による暴騒音の取締りの実効性を高め、地域の平穏を保持するため所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 換算測定方法の導入

音源から10メートル未満の地点で測定し、その音量を10メートルの地点における音量に換算する方法を導入する。

(2) 警察署長による拡声機の使用停止命令の新設

違反行為の停止命令を受けた者が更に反復して違反行為をした場合には、警察署長は、その者に対し、24時間を超えない範囲内で時間を定め、かつ、区域を指定して、拡声機の使用の停止を命ずることができるこ

とする。

(3) 警察官による移動命令の新設

複数の拡声機の使用に対する勧告を受けた者がその場所にとどまり、かつ、引き続き暴騒音が生じているときは、警察官は、これらの者に対し、当該暴騒音の発生の防止のために、その場所から移動することを命ずることができることとする。

(4) (2)、(3)に違反した場合は、罰則（6月以下の懲役又は20万円以下の罰金）を適用することとする。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日は、平成20年2月1日とする。